

事案書（ 経営会議  調整会議）

開催日：平成24年10月23日（火）

担当課：都市施設部 都市施設総務課

<p>件 名：大和市下水道条例の一部改正について</p>																
<p>提出理由：第2次一括法の施行に伴い、公共下水道の構造基準等を条例に定める必要性が生じ、大和市下水道条例の一部改正案を大和市下水道運営審議会へ諮問するにあたり、その内容について了承を得るため</p>																
<p>内 容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道の構造基準並びに終末処理場の維持管理に関して必要な事項については、下水道法及び同法施行令等において全国一律に定められていた。</li> <li>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「第2次一括法」という。）の施行に伴い、下水道法が改正された。</li> <li>これにより、平成25年3月31日までに下水道法施行令等に定める基準を参酌し、管理者である地方公共団体の条例に構造基準等を新たに定める必要が生じた。</li> </ul> <p>2. 条例改正の基本的な考え方と独自基準の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、本市公共下水道事業は、現行の下水道関係法令等を遵守することで、円滑に運営している。</li> <li>本市独自基準の必要性について検討したが、現行の基準を踏襲することで、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図ることができると判断した。</li> <li>このため、下水道事業を運営する上で必要な構造上の基準や維持管理に関する基本的な方針について、参酌すべきとされる現行の下水道関係法令等の基準を変更することなく、現在の下水道条例に追加する改正を行うこととする。なお、具体的な基準は規則に定める。</li> </ul>	<p>(1) 公共下水道の構造基準の主なもの （下水道法第7条第2項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準 耐久性、耐水性、防食、地震対策等</li> <li>② 排水施設の構造の基準 計画下水量に応じ、下水を支障なく排水させることができる等</li> <li>③ 処理施設の構造の基準 臭気対策、汚泥処理に伴う生活環境対策等</li> </ul> <p>(2) 公共下水道の終末処理場の維持管理に関し必要な事項の主なもの （下水道法第21条第2項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活性汚泥の解体及び膨化対策、沈殿池の汚泥等の除去、臭気対策等</li> </ul> <p>3. 県内自治体の状況（本市を除く県内の32他市町村）</p> <p>(1) 条例の状況</p> <table> <tr> <td>新規制定</td> <td>2</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>改定</td> <td>28</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>未定</td> <td>2</td> <td>団体</td> </tr> </table> <p>(2) 独自基準の盛り込み</p> <table> <tr> <td>あり</td> <td>1</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>31</td> <td>団体</td> </tr> </table>	新規制定	2	団体	改定	28	団体	未定	2	団体	あり	1	団体	なし	31	団体
新規制定	2	団体														
改定	28	団体														
未定	2	団体														
あり	1	団体														
なし	31	団体														
<p>経 過</p> <p>S33.4 下水道法公布 S34.4 下水道法施行令公布 H23.8 第2次一括法公布 H24.4 第2次一括法及び下水道法改正・施行</p>	<p>今後の予定</p> <p>H24.11 下水道運営審議会への諮問 H24.12 議案上程（下水道使用料と併せて） H25.4 条例施行</p>															